

とちぎ材の家づくり支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 とちぎ材の家づくり支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の取り扱いについては、とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付要領（平成22年4月7日付け林振第33号環境森林部長通知。以下「交付要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産出材 栃木県内の森林から産出された木材であって、次のいずれかにより証明されたもの
 - ア 栃木県木材業協同組合連合会（以下「県木協連」という。）及び栃木県森林組合連合会が管理する栃木県産出材証明制度（以下「県産出材証明制度」という。）に基づく証明印の押印された出荷伝票により供給された木材
 - イ 森林認証制度（『緑の循環』認証会議（S G E C）、森林認証協議会（F S C）又は森林認証プログラム（P E F C）が管理するものに限る。以下同じ。）により栃木県産であることが出荷証明書において証明された木材
 - ウ 木材表示推進協議会が管理する木材表示制度（以下単に「木材表示制度」という。）により栃木県産であることが証明された木材
- (2) 合法木材 次のいずれかにより合法性が証明された木材
 - ア 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材関係団体の認定を受けて事業者が行う証明方法」により木材の合法性・持続可能性の証明がされた木材
 - イ 森林認証材であることが出荷証明書において証明された木材
 - ウ 木材表示制度により合法性が証明された木材
- (3) J A S材 製材の日本農林規格（平成19年8月農林水産省告示第1083号）に規定する目視及び機械等級区分構造用製材の規格又は集成材の日本農林規格（平成19年9月農林水産省告示第1152号）に規定する構造用集成材の規格を満たしていることが確認された木材
- (4) 木造住宅 建築基準法に定める主要構造部が、木造である住宅
- (5) 一戸建 一つの建物が1住宅であるもの
- (6) 軸組工法 柱、梁、桁、筋かいなど、軸組で骨組みをつくる工法
- (7) 使用木材 構造材、下地材及び造作材。なお、次の材料として使用するものは対象外とする。
 - ア 外構
 - イ テーブルなど非固定式の備品等
- (8) 構造材 使用木材のうち、土台、大引き、梁及び桁（胴差しを含む。）、柱（通し柱及び管柱）、束、棟木（隅木、谷木を含む。）及び母屋、垂木、根太、筋かい並びに間柱
- (9) 建設 工事請負契約又は自ら施工することにより住宅を建設すること。
- (10) 新築 建築物の無い更地または既存建築物を除却した更地に建築物を建てる工事をいう。
- (11) 増築 既存の建築物のある敷地内において、既存の建築物の床面積の合計が増加する工事をいう。

なお、既存の建築物のある敷地内において、別棟で建築物を建てる場合は、「新築」とする。

(12) 改築 既存の建築物の一部を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

なお、建築物の全部を取り壊して建て直す場合は、「新築」とする。

(13) 県産石材 栃木県内で生産された大谷石、芦野石又は深岩石

(14) 県産漆喰 栃木県内（佐野市又は栃木市）で産出された石灰を主たる原材料とするもの

(15) 伝統工芸品 栃木県伝統工芸品指定要領に基づいて指定された伝統工芸品であって、指定を受けた製造者が製造した伝統工芸品

(16) 三世代同居等 三世代が同居すること又は近居することをいう。

同居：同一の住宅を生活の本拠として居住していることをいう。

近居：同一市町内又は直線距離が5 km 以内の住宅を生活の本拠として居住していることをいう。

（補助事業）

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）県内に自ら居住するための木造住宅を新築した者

（2）県内に自ら居住している住宅の所有者であり、その住宅を増築及び改築した者

2 前項の補助事業者は、県税（個人県民税を含む。）を滞納していない者とする。

3 補助事業は、次の表に定める要件を満たす住宅を建設する事業とする。

（1）新築事業

項 目	条 件
住 宅 の 目 的	補助事業者が生活の本拠として居住するための住宅であること。
住 宅 の 種 類	1 木造住宅であって、原則として軸組工法により建設されること。 2 一戸建の住宅であること。
工 事 種 別	棟別の新築
延 べ 面 積	30m ² 以上（車庫及び店舗部分を除く。）
県産出材等の使用	1 使用木材のすべてに合法木材を使用すること。 2 県産出材を6 m ³ 以上使用すること。 3 使用木材の55%以上（材積）に県産出材を使用すること。 4 構造材の60%以上（材積）に県産出材を使用すること。 5 梁・桁材の30%以上（材積）に県産出材を使用すること。
施 工 者	建設業を営む者であること。
他の事業との重複	補助対象経費に他の県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。

（2）増築・改築事業

項 目	条 件
工 事 種 別	棟別の増築又は改築
県産出材等の使用	1 使用木材のすべてに合法木材を使用すること。 2 県産出材を5 m ³ 以上使用すること。
施 工 者	建設業を営む者であること。
他の事業との重複	補助対象経費に他の県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。

（3）県産石材・県産漆喰・伝統工芸品

項 目	条 件
-----	-----

工 事 種 別	棟別の新築（（１）新築事業への上乗せ）
県産石材・県産漆喰・伝統工芸品の使用	（県産石材） 内装材等に5㎡以上使用すること。 （県産漆喰） 内装材等に40㎡以上使用すること。 （伝統工芸品） 鹿沼組子又は日光彫を1㎡以上使用すること。
他の事業との重複	補助対象経費に他の県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。

（とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付申請書の受付）

第4条 交付要領第7条に基づくとちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付申請書（添付書類を含む。）（以下「申請書」という。）の受付は、四期に分けて行う。ただし、申請状況等によって、変更する場合がある。

2 交付要領第7条及び第14条に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。しかし、該当しない場合は、この限りではない。

（１）第14条関係

- ・県産石材、県産漆喰、伝統工芸品の施工内容がわかる写真
- ・県産JAS材、県産森林認証材の使用がわかる写真
- ・県産漆喰の原材料を証明する書類

（補助事業の採択）

第5条 補助事業の採択は、受付期間内に受理された申請書において、原則として県産出材使用量の多い順に行う。ただし、以下の基準に該当する場合は、優先して採択するものとする。

優先採択区分	要件	添付書類
①災害等による罹災 （新築・増築・改築）	災害対策基本法第2条に規定する災害の罹災者による住宅の建替、増改築であること	罹災証明書
②県内業者施工 （新築・増築・改築）	県内に主たる営業所（本店）を有する建築業者による施工	
③梁・桁への県産出材使用 （新築のみ）	梁・桁に県産出材を50%以上使用すること	
④構造材への森林認証材又はJAS材使用（新築のみ）	構造材に県産森林認証材又は県産JAS材を4㎡以上使用すること	
⑤三世帯同居等 （新築・増築・改築）	新築又は増改築した住宅に三世帯同居又は近居すること	

2 前項ただし書きにおいて、予算を超過した場合は、この限りではない。

3 採択結果の公表は、県ホームページの他、申請者への交付決定通知にて行う。

4 同条第1項の規定により優先採択を受けた者が、実績報告書において優先採択基準を満たさなくなった場合は、交付決定を取り消すことがある。

（補助金交付決定前着手の特例）

第6条 交付要領第8条ただし書に基づく補助金交付決定前事業着手の特例は、次の表に定めるとおりとする。

区分	補助金交付決定前事前着手	その他
第1期	既に事業着手しているとき又は	上棟時の現地確認にお

	採択日前に土台着手予定日が到来するときは、誓約書（交付要領別記様式第3号）に必要事項を記載すること	いて、交付要領第13条第2項の措置が講じられていること
第2期から第4期まで	採択日前に土台着手予定日が到来するときは、誓約書（交付要領別記様式第3号）に必要事項を記載すること	

（市町補助との重複確認等）

第7条 知事は、交付要領第9条に基づき木造住宅建設補助事業に係る重複申請の有無を市町に確認するものとする。

（受付等業務の委託）

第8条 知事は、予算の範囲内で受付等に係る業務を委託事業により実施するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、とちぎ材の家づくり支援事業費補助金の事務処理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。